

元日獣発第 152 号
令和元年 8 月 23 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

消費税増税に伴うマイクロチップ登録料の改定について

日頃より本会の事務・事業運営についてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの消費税増税に伴い、マイクロチップの登録料を改定することといたしました。つきましては、これまで税込み 1,000 円としていた登録料は、令和元年 10 月 1 日より、税込み 1,050 円としましたのでよろしくお願いいたします。

併せまして、今までの登録申込書に付属していた 1,000 円と印字された登録料の振込用紙は、10 月からはご使用いただけなくなります。マイクロチップの購入先（製薬会社、代理店等）から、1,050 円と印字された振込用紙をお取り寄せいただき、差替えてご使用いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、10 月 1 日からはクレジットカードによる登録料のオンライン決済もご利用いただけるようになりますので、併せてお知らせいたします。